

事 務 連 絡

2021年2月17日

事 業 主  
基金事務担当者 様

出版企業年金基金

### 適用関係届書に係る事業主等の押印廃止について

平素より当基金の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）が2020年12月25日に施行され、厚生年金の届書について、事業主等の押印が廃止されました。

これに伴い当基金においては、下記の適用関係届書について事業主等の押印を廃止することとしましたのでお知らせします。（社会保険労務士記載欄の印も不要です。）

また、下記以外の届書等の取扱いについては、別途ご連絡します。

なお、これまでの様式は引き続きご使用できます。印の表示があっても押印せずにご提出ください。（押印された場合でも有効です。）

### 記

#### 【押印廃止対象届書】

- ・ 加入者資格取得届
- ・ 加入者資格喪失届
- ・ 加入者基準給与算定基礎届
- ・ 加入者基準給与変更届（月額変更届）
- ・ 産前産後休業終了時給与月額変更届
- ・ 育児休業等終了時給与月額変更届
- ・ 加入者関係変更届

<お問合せ先>

出版企業年金基金 業務部業務課

電話：03-5259-9111(代)